

明治初期のコレラ流行と遺体を巡る問題について

京都大学文学部 坂本郁人

概要

感染症の流行時には遺体からの感染防止や、遺族の心情への配慮といった面から遺体の扱いがひとつの論点となる。そして感染症の流行と遺体を巡る問題を歴史的に捉える試みは、COVID-19の流行、そしてこれから起こり得る感染症の流行時に有益な視点をもたらすだろう。そこで本稿では明治初期のコレラ流行時、特に明治12年の流行において、感染者の遺体を巡って発生した問題を取り上げる。明治時代は防疫体制が整っておらず、コレラ流行に対応するために急速な整備が進められた。ここでは感染者の遺体について火葬の推奨や速やかな消毒が示されたが、それは従来通りの葬儀の実施に困難をもたらすものであった。本稿では遺体にまつわる問題として、第一に遺体の扱いや葬儀の不自由から導かれた事例を確認した後、第二に遺体の身内ではない人々が遺体を忌避することによって発生した問題を取り上げる。そして第三に、遺族と他者の間で発生する問題を考察する。

はじめに		2 頁
1. コレラの流行と予防法		3 頁
2. 明治時代の葬儀の様子		5 頁
3. コレラ騒動		6 頁
4. 葬儀の不自由とその反発、および政府の対応		8 頁
5. 他者から見た遺体		10 頁
6. 感染症と差別		12 頁
おわりに		14 頁

はじめに

2019 年の末から発生した COVID-19 の流行はわれわれの生活に大きな変化をもたらした。学校の休校やリモートワーク、イベントや外出の自粛要請、医療の逼迫やワクチンの接種などの種々の問題が発生したが、その中には感染者の遺体を巡る問題もあった。遺体は感染源のひとつであると見做されて、速やかな納体袋への収容や、葬儀の縮小などが求められた。そしてそのために遺族は故人を満足に看取れず、更には納体袋への収容後、火葬が終了するまで故人との対面が叶わない場合もあった¹。

感染症の流行時には遺体の扱いがひとつの問題となりうる。そして遺体を納体袋へ詰めるというように遺体を感染源のひとつであると見做すのは、そしてそれによって問題が発生するのは、明治時代のコレラ流行時でも同様であった。ここで、感染症流行時の遺体の扱いを歴史的に見ることは現代的な問題を考察する際の一助となろう。そこで本稿は明治時代の日本で発生したコレラ流行の際の、コレラ感染者の遺体の取り扱いに関する法的な規定と、それに対するひとつの反応を紹介することで、感染症流行時の遺体を巡る問題を明らかにすることを目指す。

本稿では主に明治 12 (1879) 年のコレラ流行を対象として扱う。明治時代の日本で初めてコレラの流行が発生したのは明治 10 年の事であり、明治 12 年には最大規模のコレラ流行が発生した。しかしながらこの時、明治 7 年の「医制」制定から進められてきた衛生行政の形成は未だ完成しておらず、政府から提示された予防策や患者への対応は住民にとってなじみのないもので、各地で反発を招いた。そしてコレラ患者の遺体の扱いについても、しばしば住民たちには受け入れがたいものとなった。

コレラの流行と遺体を巡る問題についてはこれまで、「コレラ一揆」や「コレラ騒擾」「コレラ騒動」と呼ばれる「コレラがきっかけとなって生じた予防実務者と地域住民あるいは地域住民同士の衝突、または避病院をはじめとする予防関係施設などに向けての破壊行為や示威行為」²の事例研究の中でしばしば紹介されてきた³。ここでは遺体の問題はあくまでコレラ騒動の一時例として示されるだけであった一方で、石居人也是 1870 年代後半～80 年代、すなわち火葬禁止令の公布とその解除、そしてコレラ流行の時期の日本における遺体処理の方針について、「死せる彼ら」と「生きるわれわれ」の関係から考察をした。石居の研究は、政府の示すコレラ予防の方針が、コレラ患者の遺体を忌避する論理となっていたことを示した点で興味深い。すなわち遺体は感染源であるから、遺体を、ともすればその遺族ともども「彼ら」と見做して忌避し、コレラ患者の遺体の送致を妨害するといった現象が発生するのである⁴。また竹原万雄は石居のこうした観点を踏まえたうえで、遺体を忌避する地域住民と、ある地域の感染リスクが高くなったとしても避病院や火葬場を設けて遺体を送致せねばならなかった行政との関係を明らかにした⁵。

ここで注目したいのは石居の研究で、彼はコレラの流行時に遺体を巡って二つの仕方で問題が現れる事を指摘した。一つはコレラ騒動の参加者が死者の願いを汲み取っているというものである。すなわち家族に看取られて最期を迎えたい、望む通りに葬られたいという死者の願いを汲んで、住民たちが騒動を起こしているというものである。そしてもう一つは、先述の通り、政府の示す衛生観を根拠にして遺体を忌避することから、その送致を妨害するというものである⁶。

しかしながら彼の論について指摘したいのは前者の要因についてである。石居の論は火葬に焦点を当てたものであったので、葬儀全体の様相については詳らかではなかった。以降に述べる通

り、コレラ患者の遺体は火葬が奨励されるようになった。しかしながら葬儀とは遺体を燃やすか、埋めるか、といった点には尽きず、湯灌や通夜等の諸々のプロセスから成るものである。

コレラ予防法令によって感染者の葬儀はどのように変化したか。そして住民はいかに反発したのか。本稿ではこの点についてより詳細な議論を試みたい。またそうした反発を受けて政府がとった対応を見ることで、感染症の予防法令の制定過程の中に遺体にまつわる問題を位置づけたい。また本稿ではこうした課題について検討したのちに、遺体と遺族、遺体と遺族以外のひとびとという二つの関係に加えて、遺族と遺族以外のひとびとの関係を考察することで、感染症の流行時に遺体を巡って表出する差別の問題を考えたい。

このような課題を据えて、本稿は以下のような構成をとる。第一節ではコレラ流行の概略と「虎列刺病予防仮規則」の内容を確認することで、明治十二年におけるコレラ病者の遺体の処理についての政府の姿勢を明らかにする。そして第二節では明治時代の平時の葬儀の様子を示すことで、コレラの予防法令によって葬儀のどのような点が不自由になったのかを示す。そして第三、四節では遺体の扱いや葬儀の不自由から発生したコレラ騒動や住民の反応、およびそれに対する政府の対応を明らかにする。そして第五節ではそれまでの論に加えて、遺体を忌避する動きからの問題の噴出を示し、第六節では感染症に起因する差別の諸相を取り上げることで、遺族と遺族以外のひとびととの関係を考察する。

1. コレラの流行と予防法

〔コレラの流行〕

コレラはコレラ菌によって引き起こされる感染症で、発症すると激しい下痢や嘔吐といった症状に見舞われる。もともとはインドの地方病であったが 19 世紀にたびたび世界的な流行を起こし、近代化によって世界的なネットワークに組み込まれつつあった日本にもこの感染症が持ち込まれた。コレラ菌にはアジア・コレラとエルトル・コレラがあったが、江戸時代から昭和にかけて流行したのは劇症を引き起こす前者であった。また江戸時代の流行では発症から三日で死亡するほどの激しさから「三日コロリ」との名で呼ばれた⁷。

日本でコレラが初めて流行したのは文政 5（1822）年のことで、それから安政 5（1858）年、文久 2（1862）年に流行した。明治になってから初めての流行は明治 10（1877）年のことで、その二年後の明治 12 年のコレラ流行は明治時代で最大級の規模となった⁸。この年の日本の人口は 360 万人程度だったが、このうちコレラ感染者数は 16 万人におよび、そのうち死者数は 10 万人を超えた。致命率が 65 パーセントとなる惨状だった。そしてこの後も明治 15 年、19 年、23 年などにコレラは大流行し、多くの犠牲を出した⁹。

〔伝染病の予防法令〕

明治政府はコレラによる惨状をただ傍観していたわけではなかった。やがて初代内務省衛生局長となる長与専斎は明治 5 年、諸外国の医学制度の視察をその任務として岩倉遣外使節団に随行した際にしばしば「サニタリー〔sanitary〕」や「ヘルス〔health〕」、そして「ゲズントハイツプレーゲ〔Gesundheitspflege〕」といった語を聞いた。最初はあまり気にも留めなかったが、調査が進

むにつれて、医学を基本にして諸科学を包摂して政務的に運用し、国民の健康一般にかかわる事業を行う行政組織の存在に気付き、帰国後は日本における衛生行政の形成に尽力した¹⁰。そして明治7年には明治日本で初めての医事についてのまとまった法令である「医制」を發布して、衛生事務の体制・医学教育制度・医術開業試験・薬局制度などを定めた¹¹。

衛生行政の整備、特に防疫体制の整備が本格的に進むのは、明治に入ってから初のコレラ流行が発生した明治10年以降のことだった。この年の8月、厦門でのコレラ流行を受けて、日本での流行に備えるため、伝染病についてまとめた初めての法令である「虎列刺病予防法心得」が出された。そして明治12年にはコレラの再度の流行のため、「虎列刺病予防仮規則」を布告した。明治13年には初の総合的な伝染病の予防法令である「伝染病予防規則」が出され、明治30年にはそれにかわって「伝染病予防法」が出されて、改定を繰り返しながら昭和10（1998）年の「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（通称：感染症法）の公布まで日本の感染症の基本的な法令となっていた¹²。

〔「虎列刺病予防仮規則」の内容〕

明治12年の「虎列刺病予防仮規則」について見てみよう。この法令が布告されたのは6月27日のことだった。この当時は内務省衛生局を中心として総合的な伝染病予防法令の作成を行っていたが、同年のコレラ蔓延の景況に鑑みて、作成中のものの中からコレラに関係する部分を抜粋した¹³。全24条からなるこの規則ではコレラ患者が発生した際の届出や、検疫委員の制度、避病院の設置、交通遮断の方法、物件の移動禁止、清潔法、消毒法、遺体の処理などについて規定されていた。本稿に関係する内容を詳しく確認すると以下の通りである。

- ・検疫委員：コレラ流行が発生した際に地方長官は検疫委員を任命して、コレラの予防実務に当たらせるとした。すなわち、検疫委員がコレラ患者の避病院（後述）への送致や、門戸への病名貼り付け（コレラ患者が発生した家の戸に病名を大きな文字で書いた紙を貼り付ける）、市街の清掃等の取り仕切りを行った。この検疫委員は、医師、衛生掛、警察官吏、郡区吏などの、予防消毒に通曉した者から任命するとされた。
- ・避病院：避病院はコレラ患者を隔離・治療するための臨時の病院である。なるべく人家から離れた場所に建てて、その構造は軽易なものとされた。軽症・重症・回復期の三つに病棟、あるいは病室を分けて患者を入れるとされた。また、避病院に送られる患者は、1）孤独かつ貧困で看病人を雇えない者、2）家の者が幼少ないし高齢で看護・消毒が行き届かない者、3）学舎・製造所・会社・旅店にいて引き取ってくれる親戚が近くにいない者、4）狭隘で不潔な場所に雑居していて予防消毒法が行き届かない者、5）そのほか入院を希望する者、とされた。
- ・遺体の処理：遺体は速やかに消毒液を浸した布で包んで棺に入れて、棺も消毒剤で満たし、速やかに所定の場所で火葬ないし埋葬することとされた。ここで、火葬後の遺骨は改葬してもよいとされたが、埋葬後の遺体は改葬してはならないとされた。

2. 明治時代の葬儀の様子

〔明治時代の火葬〕

遺体を巡る問題について考察する本稿にとって「虎列刺病予防仮規則」の内容のうちで興味深いのはもちろん、遺体の処理についてである。ここではコレラ患者の遺体を速やかに消毒し、火葬あるいは埋葬することが奨励されているが、注目したいのは火葬についてである。明治 12 年のコレラ流行時には患者の遺体を火葬することが奨励された。例えば京都府ではコレラによって死亡した者の遺体について、病毒が広がると患者が増える恐れがあるのでなるべく火葬するようにと達した¹⁴。

時代	件数
明治前期	4
明治中期	2
明治後期	8
大正前期	4
大正後期	3
昭和元～9年	9
10年代	4
20年代	8
30年代	19
40年代	23
50年代	9
60年代	2
平成初期	2

現在では日本の多くの場所で火葬が行われているが、明治時代の日本において、火葬は必ずしも一般的な葬送の方法ではなかった。表 1 は日本における火葬の受容年代についての林英一の調査結果である¹⁵。これは林自身の聞き書きによる調査資料や他の報告書から火葬の受容年代が明確な地区を抽出し、年代について表化したものである。この結果について林は注意として、明治から大正にかけての記録が曖昧なのでこのような区分になっていることや、火葬の受容年代が明確な場所のみを抽出しているのでは完全な時間分布とはいえないことを挙げている。しかしながらこの表から、本稿が対象とする明治 10 年代には葬送形式が火葬一本ではなかったということがわかる。この頃には火葬のほかに、土葬も、特に都市部以外では広く行われていた。

（表 1）火葬受容の時代別件数

林英一『近代火葬の民俗学』（佛教大学、2010 年）

33 頁より引用。レイアウトを調整している

〔『東京風俗志』に見る葬儀の様子〕

では通常の葬儀はどのような手順で行われていたのだろうか。ここで、明治時代の葬儀の方法を一概にいうことは難しい。それはひとつには葬儀は地域ごとにその方法がさまざまであるためであり、もうひとつには葬儀の方法について詳細に記述した文献が少ないからである。

そのなかで、平出鏗二郎の『東京風俗志』は貴重な文献となる。序文によれば平出は、風俗は社会や政教の展開、人心の様子や工芸殖産を表象しているものであるとして、社会に大変動の起きようとしているいま（序文は明治 31 年）、これまでの世間の様子を後世に伝える必要があるとする。そのため、いままで書き貯めてきた風俗についての記述を整理して出版したものであるとしている¹⁶。そしてこの中には東京における葬儀の方法が記されている。以下では『東京風俗志』の記述に従って当時の葬儀の方法を確認する¹⁷。

- ・忌中の報せ：死人が出た家とその親類の家では穢れを気にして、神棚に紙を貼り、門戸を閉ざし、門口に暖簾を裏向きにしてかけ（あるいは簾をかけて）、出棺の期日や葬儀の場所などを記

した忌中の札を貼る。親戚や知り合いに訃報を伝えて、念のために新聞にも広告を出す。

- ・遺体の処置：遺体はむしろなどの上に移して北枕にし、屏風をさかさまに立てて枕頭に机を置き、そこに櫛や線香を用意し、枕団子や刀を置いておく。夜になると遺体をお湯で清め、頭髪を剃り、経帷子を着せる。そして棺に入れる際には頭巾をかぶらせて、手甲、脚絆、草履などを身に付けさせ、六道銭などを入れた頭陀袋を首にかけさせ、数珠、竹の杖を棺に入れておく。
- ・通夜：亡くなったその日は通夜ということで僧が夜じゅう誦経し、親戚や知り合いは棺を守る。
- ・棺と出棺：棺は高貴な者は二重の棺を用いて多くは木製の長方形のものをを用いる。そうでない者は一重であり、正方形の棺や甕、賤しい者だと竹で組んだ桶を用いる。外側は白い布で覆う。葬儀場へは輿や輦台（江戸時代、川を渡る際に駕籠を載せた台）、駕籠に棺を載せて、あるいは棺に棒を取り付けて担いで送る。なお明治の初めまでは中流以上でも駕籠を用いていた。
- ・葬列：出棺は昼間が多く、炎暑の際には早朝に行うことが多い。地方では出棺に先立って会葬客に飲食物を振舞う事もあるが、東京では少なく、葬儀の施主に簡単な食膳を出す。葬儀の行列はさまざまであるが、中流の場合案内の者が先頭に立ち、高張・生花・造花・放鳥、迎僧、香炉持・位牌持、棺の順番で行く。棺の後ろには家族・親戚、その後ろに一般会葬者が続く。
- ・式場：式場に着くと本尊に向かわせて棺や桶を置き、僧侶が誦経する。喪主・親戚・会葬者は香をあげて喪主や親族は会葬者に謝辞を伝え、解散となる。喪主や親戚は棺を埋葬場や火葬場に送る。

先に示した「虎列刺病予防仮規則」ではコレラ患者の遺体は、死後速やかに消毒液を浸した布で包んで棺に入れ、棺の中も消毒剤で満たして、速やかに所定の場所で火葬ないし土葬することとされていた。このことからコレラでの死者については、遺体の身なりを整えてやったり、通夜を行ったり、行列を伴うような葬儀を行ったりすることは困難だったことがわかる。

3. コレラ騒動

〔コレラ騒動〕

コレラに対する措置について、第一節に示したような政府の方針、つまり検疫委員による避病院への患者の送致や消毒の実施は、その性格が強権的であったことや、住民にとって馴染みのないやり方だったために多くの反発を招いた。コレラに対する対応などを契機として、時には単なる苦情に留まらず、医者や巡査・警察署への襲撃といった暴力的な運動に発展する場合もあった。ここではそうしたコレラ騒動の一事例として新潟県中蒲原郡沼垂町のものを紹介しよう。

〔沼垂町のコレラ騒動〕¹⁸

沼垂町でコレラ騒動が発生したのは明治 12 年 8 月のことだった。7 日午後 5 時 30 分ごろ、新潟県新発田村の士族である安田半之助が沼垂町の川岸で、暑気払いのために薬を飲んで川で泳いでいた。ここで、このころの沼垂町ではコレラの発生に関連して、何者かが川に毒薬を撒いているのだという噂が流れていた。そのため安田の行動を見た町民たちは彼が川に毒を撒いているのだと合点して彼を捕え、四十名余りが集まって、沼垂分署に彼を突き出した。

分署では一応安田の取り調べをしたものの、毒薬散布のような事実はなかったことが確認された。そのため分署の巡査は安田を捕えた人々にこのことを説諭しようとしたが、このころには騒ぎを聞きつけた町民が百余名ほどになって、竹槍や鳶口をもって集まっていた。そして毒薬を川へ入れた者を分署で処罰しないのであれば自分たちで殺害する、もしこの者の引き渡しを拒むのであれば巡査も殺すと口々に騒ぎ、その間にさらに人が集まって来て七百人にまで膨れ上がっていた。人々は分署を取り囲み、ある者は屋上へ登り、ある者は分署の中へ押し入って器物を破損した。分署に詰めていた巡査は身の危険を感じその場から逃れたが、そこで、毒薬散布を疑われていた安田は詰めかけた住民たちに取り囲まれ、竹槍や鳶口でもって殺害されてしまった。

この報を受けて新潟警察本署からは新潟警察署長及び八等警部が巡査三十余名を率いて、川を船で進み、沼垂へ向かった。しかし警察署長たちが船でやってきたのを住民のうち見張りをやっていた者たちが見つけると、竹槍を携えて上陸を拒んだのみならず、警察の応援がやってきたという事を仲間に告げて警察の上陸を防ごうとした。警察は船上からの説諭を試みたものの、住民たちは口々に暴言を吐き、最終的には数十人で竹槍をもって襲い掛かった。そのため警官たちは剣を抜いて上陸し、凶器を向け取り囲み石を投げつけて来る住民たちとの乱闘になった。最終的には住民の何名かは死亡し、何名かは捕縛されて鎮圧された。この暴動の中で、警察分署のみならず通行人検査所や避病院、そして避病院に勤める医員の家なども破壊された。

そしてこの事件の際、住民たちは警察分署に以下の六条の嘆願書を提出していた。

- 一 虎列拉病者ハ避病院ニ入ラス悉ク自宅ニ於テ療養ヲ許サレ度候事〔コレラ患者は避病院に入院しないで、皆自宅で療養することを許可してほしい〕
 - 一 同死亡者葬式ノ義ハ総テ自分ニテ取計度候事〔コレラでの死亡者の葬儀はすべて住民自身によって執り行いたい〕
 - 一 虎列拉予防ノ為メ売買禁止相成タル有害物質等ヲ売買差許サレ度事〔コレラ予防のために売買が禁止されている、有害と見做されている物品の売買を許可してほしい〕
 - 一 魚類右同断〔魚類についても右と同様である〕
 - 一 米穀ノ輸出ヲ差止メラレ度事〔米穀の輸出を止めてほしい〕
 - 一 勝手ニ裸体ヲ許サレ度事〔自由に裸体になることを許可してほしい〕
- (〔 〕内は筆者による現代語訳である)

〔騒動の考察〕

明治 12 年の新潟県では上記沼垂町での騒動以外にも多くのコレラ騒動が発生していた。この時期の新潟県のコレラ騒動については大日方純夫が詳細な事例紹介とその考察を行っている¹⁹。

ここで大日方は衛生的な側面について、新潟県で起きた一連のコレラ騒動の原因には県によるコレラ流行対策への反発があるとしている。ひとつには新潟県ではコレラ予防のために果物や魚介類の販売が禁止されていたので、当時これを生業とする住民たちは生活に困窮していた。もうひとつには住民たちは避病院への送致のような強権的な措置に反発していたというわけである²⁰。

避病院については当時のコレラ対策において大きな論点のひとつとなっていた。先述のとおり避病院はコレラ患者を隔離する施設であり、予防消毒が行き届かず感染を広めてしまう可能性のある患者がこれに送られるという、強力な措置が取られた。しかし当時のコレラの致命率は65パーセントと非常に高かったため、避病院に送られるとそのまま帰ってこない者が多かった。明治12年の『虎列刺流行記事』を見てみると、避病院に入院した患者は真症患者と類似症患者合わせて13,789人であったが、このうち死亡者は7,888人であり、避病院に入院したうちの約57.2パーセントが死亡したことがわかる²¹。

このことに対する住民の意識は新聞紙上からうかがえる。明治12年7月9日付の朝日新聞には「^{ひべういん}避病院へ^{かへ}帰らぬ^{たひ}旅に^{おむ}赴む^{ひと}く人の^{うまやじ}逆旅と思ひの外、^{おも}近頃入院せし^{ほか}患者^{ちかごろにふいん}ハ十中の八九人^{くわんじや}迄生命を^{じうちう}全ふして^{にんまていのち}帰り来るとは可^{まつた}賀い^{かへ}咄^くではありませんか」^{めてた}という記述がある。大阪では明治12年の流行時、入院患者は962人、入院者中の死亡者は666人と、約69.2パーセントのひとびとが死亡しているので十人に八、九人は生きて帰って来るという認識は正しいとは言い難い²³。一方で「^{ひべういん}避病院へ^{かへ}帰らぬ^{たひ}旅に^{おむ}赴む^{ひと}く人の^{うまやじ}逆旅と思ひの外、^{おも}と書かれているということは、当時避病院へ行くことがすなわち死を意味するという認識が人々の間にあったことは指摘されよう。

また大日方は『新潟新聞』の記述から、当時のひとびとの避病院の環境に対する不満を指摘している。すなわち避病院は日差しを遮られない開けた場所に建てられてひどい暑さになっており、健康な人でもこんな場所に入院すれば病気になってしまう、というのである²⁴。

政府の側でも住民の避病院忌避の傾向は問題とされた。「伝染病予防規則」の草案を作った中央衛生会の会長である細川潤次郎は元老院でのこの法案の会議に際して、前年のコレラ流行の際に実施された予防法の反省を述べている。すなわち前年の予防法はあまりに厳しく、あるいは人情に背く部分があったために各地で警察署が襲われ、警官が殺傷されるような騒動になった。そのため「伝染病予防規則」ではその方法、就中、避病院の入院や、自宅で療養中の患者が他人と面会することについては規則を緩めたとしている²⁵。

4. 葬儀の不自由とその反発、および政府の対応

〔コレラ騒動の原因となった遺体の処置〕

さてここで、沼垂町の騒動で警察分署に提出された嘆願書をもう一度見てみると、住民たちの要求の一条に「同〔コレラ―筆者注〕死亡者葬式ノ義ハ総テ自分ニテ取計度候事」すなわちコレラで死亡した者の葬儀は自分たちで取り仕切らせてほしい、とあることが分かる。「虎列刺病予防仮規則」においてコレラ患者の遺体の速やかな消毒の実施や、土葬ではなく火葬の奨励が示されていたこと、そしてそれによって葬儀が不自由になっていたことは先に示した通りであった。つまり、沼垂町の騒動の原因のひとつには葬儀の不自由があったといえよう。

コレラ騒動の原因に遺体の扱いや葬儀の不自由があったことは他の事例からも窺える。明治12年8月17日付の『朝日新聞』には山口県厚狭郡のコレラ騒動の事例が以下のように記されている

る。厚狭郡の刈屋浦のある村でコレラが盛んだったので警察が仮出張所を設けて住民に予防法を説明したところ、住民たちは、いちどコレラに罹ったら親も子を顧みることができないし、家族は互いに看取ることができない。それに葬式を行うこともできないとは犬や猫とおなじような扱いであるのに、それで説諭とはおこがましい、と大声で不平を述べた。そして騒ぎは拡大し、めいめい得物をとって乱闘が始まり、四名の巡査が殺害された²⁶。ここではコレラに罹ると避病院に隔離されてしまうこと、葬儀が自由に行えないことへの住民の不満が窺えるだろう。

また葬送についてはコレラ騒動以外の仕方での反応が伺える。大阪府では以下のような事例がある。明治 12 年 9 月 1 日、大阪府西区の書記某の母はコレラに罹患して死亡したが、この葬式は立派に行われ、住民たちは役人ならばコレラに罹ってもこんな葬儀が出来るのかと羨んだという。なおこの西区の書記某はコレラ死者である母に通常通りの葬儀を行ったことで同月 22 日に府布告違反として罰金を命じられた²⁷。

葬儀の方針については地域ごとで差異があったようである。たとえば明治 12 年、山口県三田尻港では住民が悪病退散の祈祷や呪い、祭をやっていたが、コレラ患者の発生が知らされたり、コレラによる死者が山林に埋められると知らされたりするとぞわめき立った。同所の明覚寺の者がこれを憂いて警察署や郡役所に通常の葬儀を行う事を嘆願してその許しを受けることで、この騒ぎは収まった²⁸。

〔政府の対応〕

明治 12 年にはコレラ予防を巡って多くの騒動が発生したため政府はこの対策に乗り出したが、葬儀の不自由に対するひとびとの反応に対してもそれは同様であった。ひとつには伝染病の予防や衛生の理念をひとびとに納得させるという方法であり、もうひとつは遺体の扱いについて民情への配慮を示すという仕方である。

前年のコレラ流行が収まった明治 13 年、内務省衛生局と社寺局の共同で、衛生や伝染病予防の理念をひとびとに広く浸透させるために『虎列刺予防論解』を作成した。緒言には前年のコレラ流行の際にひとびとが予防の主旨を理解せず、病毒のおそろしさを分からず、あるいは患者を隠蔽し予防実務を忌避したので十分に予防が出来なかったとし、教導職の説諭によって衛生の理念をひとびとに広めることを期待して、これを作成したとしている²⁹。この『虎列刺予防論解』は平明な文章で書かれ、本文の漢字にはすべてふりがなが振られている。多くの版が作られたようで、国立国会図書館には十数の異本が確認できる。

『虎列刺予防論解』では飲食物への注意や他人との接触、コレラ発生時の予防体制、消毒方法などのほかに遺体の扱いについても記述がある。ここでは「死屍ハ成る丈火葬にするが良し。其故ハ埋葬にてハ如何程ニ消毒するとも、其屍の腐るに随ヒ自づと地中ニ滲ミ透し、或ハ川水井戸等ニ流れ込みて再び害を萌すべし。火葬ハ其毒を焼払ひ、全く清浄となるものなり」³⁰として埋葬では遺体が腐敗すると病毒が川水や井戸に流れ出て再び感染が起こる一方で、火葬は病毒を焼き払うので清浄だとして、火葬奨励の理由を説明している。また火葬は悪病の遺体を火によって清めることができて神も仏も嫌がらないし、火葬ならば埋葬などとは違って改葬ができて先祖代々の墓へ葬ることができると、火葬の利点を宗教的な面からも説いている³¹。

葬儀の不自由とその反応に対する政府の対応のもうひとつとして、政府は民情への配慮を示し

た。明治 13 年には伝染病についての総合的な予防規則である「伝染病予防規則」が出されるが、これと同時に「伝染病予防法心得書」が出された。そしてここでは民情に配慮された文言が追加された。前年の「虎列刺病予防仮規則」では避病院に入院した者との面会について、患者の近親者が見舞いのために避病院に入ることを希望する場合にその事情を斟酌して許可するとあったただだった³²。しかし「伝染病予防心得書」の「虎列刺」の項目では、患者の親族や特別交流のある者の看護を許可すること（事情を斟酌して、等の文言はなくなる）、見舞いを許可することを記している³³。また看取りについて、第 38 条で避病院に清浄な屍室を設けて死亡した患者をここに移すこと、そして屍室は親族の弔者を容れるためにその余地を設けておくことを記し、第 44 条では避病院の患者が危篤になったときは速やかにその家に連絡し、もし死亡したときは入棺の前にその遺体を家族に見せることを記している³⁴。

ただし葬儀の実行については従来の仕方、というわけにはいかなかった。明治 13 年の「伝染病予防心得書」について石川県から内務省に出された伺とその応答を見ることで葬送についての政府の具体的な方針が見えてくる。石川県は、遺体は危険な感染源であり葬儀も控えるべきであるようにおもわれるが、六つの伝染病（コレラ・痘瘡・腸チフス・発疹チフス・ジフテリア・赤痢）にも軽重があるだろうから、どれが葬儀をしてはならなくて、どれはしてよいのだろうか、と伺を出した。また、六つすべてで葬儀をしてはならないとなると、従来の習慣からして、民情のことも考えるべきだろうとも。これに対して内務省は、コレラ・発疹チフス・痘瘡の三つが特に危険だとし、火葬をしたうえで葬儀をすべきだと答えた。また従来の習慣にこだわって火葬をしないで葬儀をする場合、近親者以外の人々が大勢集まらないように、また地域によっては寺院で棺の蓋を開けて僧侶が遺体を検視するような習慣があるが、これは最も危険なことなのでしないようにとの答えを出した³⁵。ここではやはり原則火葬であることを求めた上で、火葬をしない場合でも伝染病予防上障害のある習慣は慎むように求めていることがわかる。

なお地域ごとの対応でいうと、大阪府はコレラ死者の葬儀については親戚であっても見送りを差し止められる状況であったが、明治 15 年の流行の際には遺体の消毒や家屋の燻蒸、排泄物などの焼却が充分に行き届いていると警察や戸長、衛生委員などに認められた場合には、親戚や知り合いが見送りをしてもよいという訓示が府知事より出された³⁶。ただし明治 16 年には「大阪府伝染病予防規則」が出され、官吏の許可なしで葬儀をすることや、参加者を遺体に近づけさせたり、飲食を提供したりすることを禁じると明示された³⁷。

5. 他者から見た遺体

〔遺体を巡るもう一方のコレラ騒動〕

本稿はここまでで、1)「虎列刺病予防仮規則」においてコレラ患者の遺体の扱いに規定が設けられたこと、2) そのため遺体の扱いや葬儀に不自由が生じたこと、3) それはコレラ騒動が発生する一要因となったこと、4) それをうけて政府は翌年以降看取りや葬儀について、コレラについての他の対応とおなじように民情に配慮した対応を取ろうとしてきたこと、を示してきた。

しかしながら、問題は〔遺族（ないし将来的に遺族になりうる住民）〕対〔政府〕といった単純な図式には収まらない。以下ではコレラ流行下における遺体を巡る問題をより多角的に検討する

ために、遺体の近親者ではないという意味においての他者が、その遺体を忌避することから発生したコレラ騒動の事例を紹介する。

〔葬列の妨害〕

「虎列刺病者若クハ死者ヲ運搬スルニハ、各地方官ニ於テ相当ノ手續ヲ定メ、黄色ノ小旗ニ「コレラ」の三字ヲ黒記シテ之ヲ掲ケ、世間公用ノ運送器ヲ用フルヲ許サス。且其通路ハ捷近ニシテ人行ノ稀ナル所ヲ撰フヘシ」³⁸

これは明治 12 年の「虎列刺病予防仮規則」に示されたコレラ患者および死者の運搬に関する条項である。コレラ患者や死者は「コレラ」と黒字で書かれた黄色の小旗を掲げられて、ひと気のない道を通り、あるいは避病院へ、あるいは火葬地・埋葬地へと送られていった。このとき遺体は必ずしもその所属する地域で葬られたわけではなく、ときには隣の村や離れた地域に運ばれていった。そしてこのとき、その運ばれていく先の村などからこの遺体の通行を妨害する動きが起きたのである。

たとえば石居人也の研究では明治 12 年 8 月の新潟県北蒲原郡黒川町について、黒川町からの葬列の進路上にある中条町・羽黒村の住民たちが葬列の進行を妨害したので、仕方なく葬列が元来た道を戻ろうとすると、黒川町のひとびとも葬列が戻ってくるのを塞いだという事例を紹介している³⁹。また渡辺則雄は愛知県で、明治 12 年 8 月 6 日に、巡査がコレラの死者を送致している最中、北駅町の住民がコレラの遺体からの感染を恐れて進路を梯子や大八車で塞ぎ、無理に通ろうとすると竹槍を用意しろといったり、石を投げつけたりした事例を紹介している⁴⁰。

この他にも明治 12 年 8 月、高知県阿波国三好郡池田村で水運業を営む男が徳島への荷物の運搬を終えて帰る時、池田村から二十里（80 キロメートル弱）ほど離れた第十村に碇泊中、コレラを発症して死亡した。遠い池田村まで送致して火葬するわけにもいかなかったので第十村で火葬しようとしたところ、第十村及び隣村の村民がなぜ他の地域の者をこの村で火葬するのかといって「凡一千余人残らず竹槍を携へ」火葬を妨害した。遺体の処置に当たっていた巡査はいちど火葬を見合わせるとして退いたが、その後署に帰り、徳島本署へ知らせを送り、各警察署より七十余名の警部が巡査を率いてきて、同村で当該の死者の火葬をするように命じた。すると、法螺を吹き、包みを打ち、鐘を打ち鳴らし、竹槍で武装した村民たちと一触即発の状態になった⁴¹。

〔遺体の忌避〕

こうした事例にいえることは住民たちがコレラ死者の遺体や、遺体を火葬する際に出る煙などを忌避しているということである。新聞を見ると当時のひとびとの遺体忌避の感覚が窺えるものがある。たとえば明治 12 年 7 月 27 日の『朝日新聞』にはコレラ死者を運搬する者の素行について以下のような記事がある。火葬場にコレラ死者を送致する者達が夜間でも喧しくしながら運んでいるし、ひどいときは遺体を入れた桶を転がしたり落としたりする。あるいは居酒屋で酒を飲んだ後に金を支払わず、こんどコレラの遺体を運んでくるときについでに払うからと「人の嫌ふを幸に理不尽な事」をしているという⁴²。あるいは京都府では火葬場にコレラ死者を運んでいるときに町の中で棺を落としてしまい、周囲の人は鼻や口を覆ったり、顔をしかめて怖がったりした。棺はその後無事に火葬場に送られたが、棺の落ちた場所は深く土が掘られて一週間往来が差

し止められたという⁴³。

石居人也是こうした遺体の忌避について、政府の提示する衛生観がその論理として用いられていたことを指摘する⁴⁴。すなわち先述のとおり「虎列刺病予防仮規則」で示された、患者の遺体を速やかに消毒・火葬するという方針は、遺体を感染源と見做す衛生観であった。ゆえに感染源たる遺体が自分の村に運ばれてきたり、健康被害をおよぼしう煙を発生させる火葬場が近隣に建てられたりすることに反発していたのである。

6. 感染症と差別

〔遺体を巡る問題の二つの視点〕

さてここまでで見てきたのは、明治 12 年のコレラ流行時における遺体を巡る問題として、二つの方向からのものがあるということだった。一つは遺体の消毒や火葬の為に葬儀等が満足に行えないことから発生する不満からのもの、もう一つはコレラ患者の遺体を忌避する動きから、遺体の処理を妨害するというものだった。

この事について石居人也是〈死せる彼ら〉と〈生きるわれわれ〉という関係から考察している⁴⁵。遺体を巡る問題の前者について、〈われわれ〉はコレラ病死者＝〈彼ら〉の救われたいという思い、即ち避病院で隔離されて息を引き取るのではなく親族に看取られたい、望む通りに葬られたいという思いを汲んで、親族に成り代わって騒動を起こした。そして後者については、遺体を忌避する村民（＝〈われわれ〉）は、ともすれば遺族をも含める〈彼ら〉を疎外していた。

遺体を巡る問題についてこの二つの種類の存在の指摘や、その根本に「衛生」があったという事を指摘する石居の議論は興味深いものである。しかし疑問になるのは、特に遺体を巡る問題の前者について、石居のいう〈われわれ〉が騒動を起こすのは、遺体の願いを想って、という単一の要因の為なのだろうかという点である。そこで以下では、遺体を巡る問題として、遺族と遺族以外のひとびとの関係を見たいと思う。

〔「病名票」の貼付〕

明治 19 年 8 月 26 日、衛生行政についての政府の諮問機関であった中央衛生会の会合において、委員三島通庸の代理である綿貫吉直から「伝染病者アル家ニ病名票ヲ貼付スヘキ」という議題が提出された⁴⁶。これは伝染病患者の発生した家の門戸に病名を記した紙を貼り付けてその家との交流による感染の拡大を防ぐというものである。

病名票の貼り付けについてはすでに明治 13 年の「伝染病予防規則」の第八条において定められているところであったが、明治 15 年には当分の間、病名票の貼り付けを停止するという布告が出されていた⁴⁷。しかしこの発議では明治 19 年の流行下では病名貼付ができないので、一家、一町単位で交通を遮断しており、その損害は病名票貼付によるそれよりも大きいとして、病名票貼付を実施する方がよいと主張されていた。

ではなぜ明治 15 年には病名貼付が停止されたのだろうか。『中央衛生会第七次年報』では、患者の発生した家は病名票が貼り付けられることによって「商業ノ衰頽スル」つまり生業が成り立たなくなることを恐れて、患者を「隠匿」することで、病名票貼付を忌避するという傾向があっ

たことを指摘している。それゆえ明治 15 年には患者の隠匿によって感染が拡大することを防ぐため、「時勢人情ヲ酌量」して病名貼り付けを停止したのである⁴⁸。

コレラ患者の隠匿はコレラ流行時の問題のひとつだった。コレラの予防法令においては患者が発生した際は医者を通してその届出をすることが定められていたが、人々はしばしばこれを行わず、自身がコレラ患者であること、あるいはコレラ患者が家の中にいる事を隠した。そしてその際、医師はしばしばコレラ以外の病名で患者を診断した。この隠匿の原因について、竹原万雄は以下の要因をあげている⁴⁹。

- 1) 伝染病の患者となることで地域社会内の人々に忌避される
- 2) 予防実務者によって家中が消毒される
- 3) 避病院に送られる
- 4) 仕事が出来なくなる
- 5) 地域に根差した医師は地域住民との衝突を避けるため隠蔽に加担する

コレラであると診断されると患者個人は隔離されてしまうので、その間商業に従事することは出来なくなる。そのためこれは患者を隠匿する一つの理由となろう。しかしそれはコレラだと診断されることそれ自体の忌避であり、病名票が貼り付けられることの忌避には若干の距離があるといっていいただろう。ここで、病名票の貼付忌避に深く関わるのは、竹原の分類でいえば 1) になる。このことについて以下では波平恵美子の議論を整理することで、感染症流行時における遺族と他者の関係について示唆を得よう。

〔「印づけ」と差別のまなざし〕

病名票の貼付の忌避について、波平恵美子は興味深い指摘を行っている。波平はコレラ患者の発生した家に貼られる病名票は、地域社会においてその内部の同質性から外れて特殊視される際の「印づけ」になる可能性があったと指摘する⁵⁰。波平は病気の社会的な意味づけの事例として「病マケ」という概念を紹介している。これは東北地方の一部で 1980 年代にも続いていたものであり、肺結核やハンセン氏病の患者を出した家筋の者は将来にわたって同病を発症する可能性があると考えられ、通婚忌避の対象になっていたというものである。ある家がある病気の発病者を出したことによって、その患者の死後、あるいは治癒後も長きにわたって地域社会内部で偏見や差別の対象となる。明治時代の住民たちはこのために自分たちの商業が成り立たなくなることを恐れて、コレラの病名票貼付を忌避していたということである。

そしてこうした病気を契機とした地域社会内での差別にあたって、葬儀の方法も地域社会内におけるその家の特殊性の象徴となっていた。波平はかつて日本各地で「普通ではない死に方」をした者が通常ではない仕方で葬られていたことを指摘し、「異常死者」の分類として他殺や自殺、溺死や妊婦の死などを挙げている⁵¹。こうした人々は墓地を別にしたり土葬の土地で火葬したり、葬儀の方法を簡単にしたりというふうな処置がとられるが、この「異常死体」には特定の病気による死者も含まれる。

先述のとおりコレラ患者の遺体は火葬が推奨されていた。新潟県の葬儀の習俗についての 1979

年の民俗学的な調査では、同県において土葬が一般的な地域であっても、伝染病や悪病による死者は火葬に付せられるか墓穴を深くして土葬するのがふつうであるという指摘がされている⁵²。このことについて波平は 1980 年代の研究で、地域によっては、火葬は特定の伝染病で死んだ者に行う葬法であり、家筋の者が「山で焼かれた」ことは、70 年経っても（すなわち明治の時代のことであっても）その家に対する陰口として語られるということを指摘している⁵³。波平はこのことから、明治時代においても土葬地帯における火葬などの通常通りではない葬儀の仕方は、地域社会におけるその家の特殊性を示すもの、すなわち差別や偏見を引き起こすものとなり、それが、人々が通常通りの葬儀を求める一要因であったのではないかと推測している。すなわち通常通りの葬儀を求める動きは、必ずしも遺体への想いのみで説明されるものではなく、遺族自身のそれからの生活の為でもあったことが示唆されるのである。

おわりに

本稿では主に明治 12 年のコレラ流行を事例として、特にコレラ患者の遺体の扱いに着目して政府の予防策に対する住民の反応を見てきた。明治 10 年代は頻繁なコレラ流行によって日本の衛生行政には大きな課題が突きつけられていた時期であり、殊に明治 12 年の流行は猖獗を極めた。コレラ流行に対応するために政府は諸々の法令を出したが、そこでは遺体の扱いについて、当時は必ずしも一般的ではなかった火葬の奨励や遺体の消毒が定められた。そしてそれは、通常の葬儀の実行を困難にする規定であった。

消毒薬の散布や避病院への患者の送致など、コレラの予防法令に示される政府の方針は住民にとって馴染みがないうえに強権的であったため、時として暴力的な様相を呈するコレラ騒動へと発展した。そしてその中には葬儀等の不自由を契機として発生したものがあり、政府は明治 12 年の住民の反応に鑑みて、衛生理念の普及と、民情に配慮した制度の緩和に乗り出した。ここで遺体についても、『虎列刺予防論解』では火葬の衛生的な利点を説き、一方で「伝染病予防規則」では避病院へ送られた患者の看取りの手續などが示された。

しかしながら遺体を巡る問題は遺族、対、政府という図式におさまるものではなかった。政府の示す衛生観はコレラ患者の遺体をコレラの感染源であるとみなすものであり、住民たちは自身の住む地域にコレラが流行することを恐れて、遺体の送致や火葬の実施、火葬場の建設などに反対したのであった。

そしてコレラの患者や遺体に対する忌避感情は患者の近親者にも向けられた。住民たちは他者の視線を恐れて門戸への病名票貼付やコレラの診断を忌避し、患者を隠蔽した。あるいは通常通りの葬儀をしないことがその家にコレラ患者がいたことの証となるということが、遺族が通常通りの葬儀を求めることのひとつの理由となったということが示唆されるのである。

コレラ流行時の遺体を巡る問題は、感染症の流行を押さえたい政府の姿勢、遺体を忌避し恐れる感情、遺体を適切に看取りたいという感情、他人の忌避感情が自身にも向いて発生する差別を恐れる遺族の感情などが複雑に絡み合って発生していた。

しかしこうして見ると、この問題の始発点は分かりやすい。すなわち「遺体は感染源となる」という衛生観である。政府は遺体からの感染を防ぐために遺体の厳重な消毒を求めたし、それは住民たちが遺体を忌避する論理となった。そしてそのために遺族は通常通りの葬儀を求めた。そ

してここには、遺体が自村を通ったらコレラが流行してしまうといったような、遺体の感染性への過剰な評価が問題を助長していたのではないかと思われる。

もちろん、コレラ患者の遺体の通行が感染拡大に繋がるというような考えが過剰かどうかを、現代的な医学知識によって断ずることは、それによって当時のひとびとの行動の善悪を評価することは、当時の合理性や考えを切り捨ててしまう時代錯誤に繋がってしまうだろう。一方で、遺体からの感染性の評価という視点は現在の感染症と遺体を巡る問題に対して重要なものになるだろう。COVID-19の流行時には遺体の処置がひとつの問題となった。COVID-19の感染者の遺体は死亡後速やかに納体袋に収容することが求められ、時には火葬が終了してお骨になるまで遺族と故人との対面が叶わないことさえあった。また火葬場では感染者の遺体とそれ以外の遺体の火葬時間を分けて、火葬が滞る問題が起きた。

ここで、COVID-19の流行について、遺体からの感染性に対する政府の評価とそれを踏まえた遺体の処置の方針は適切だったか、また葬送に関わる各組織に対する遺体からの感染リスクの周知や、その組織での政府の方針への従い方は妥当だったかということを考察するのは上述の問題を考える際に重要になるといえるだろう。そして感染症の流行時、遺体からの感染リスクと遺族の心情への配慮のバランスをいかにとるかという事は、COVID-19の流行以降も重要な論点のひとつとなるだろう。ここではこうしたことを今後の課題として、本稿の結びとしたい。

¹ 厚生労働省健康局感染症課「「新型コロナウイルス感染症により亡くなられた方及びその疑いがある方の処置、搬送、葬儀、火葬等に関するガイドライン」の適切な運用等について（周知依頼）」<https://www.mhlw.go.jp/content/000959238.pdf>（厚生労働省 HP 2024/2/22 閲覧）

² 竹原万雄『近代日本の感染症対策と地域社会』清文堂、2020年、125頁

³ 大日方純夫「「コレラ騒擾」をめぐる民衆と国家：新潟県を事例として」（民衆史研究会編著『民衆史の課題と方向』、三一書房、1978年）、杉山弘「覚書・文明開化期の疫病と民衆意識：明治十年代のコレラ祭とコレラ騒動」（町田市立自由民権資料館編『自由民権』2、1988年）、渡辺則雄『愛知県の疾病史：コレラ・天然痘・ペスト』現代企画社、1999年、など。本稿では竹原の定義に従って「コレラ騒動」という語で事例を扱うこととする。

⁴ 石居人也「死せる彼ら/生きるわれわれ」（森村敏己・山根徹也編『集いのかたち：歴史における人間関係』柏書房、2004年）

⁵ 竹原前掲書（2020年）

⁶ 石居前掲論文（2004年）、204～205頁

⁷ 山本俊一『日本コレラ史』東京大学出版会、1982年、8頁

⁸ 山本前掲（1982年）、3～64頁

⁹ 厚生省医務局編『医制百年史 資料編』ぎょうせい、1976年、545頁

¹⁰ 小川鼎三・酒井シヅ校注『松本順自伝・長与専斎自伝』平凡社、1980年、133～134頁

¹¹ 内閣記録局編『法規分類大全』[第31]衛生門[第1]衛生総 医事 附・獣医、内閣記録局、1891年 222～235頁

¹² この過程の詳細については本プロジェクトで以前書いた拙稿「明治期のコレラにおける遺体の取り扱い」を参照されたい。

-
- 13 「虎列刺病予防仮規則制定ノ件」(『公文録』明治十二年・第六十一卷・明治十二年六月・内務省一)(国立公文書館蔵)
- 14 『朝日新聞』明治12年7月2日
- 15 林英一『近代火葬の民俗学』佛教大学、2010年、24～33頁
- 16 平出鏗二郎『東京風俗志』上、筑摩書房、2000年(初出：平出鏗二郎『東京風俗志』富山房、上の巻＝明治32年、中の巻＝明治34年、下の巻＝明治35年)
- 17 平出鏗二郎『東京風俗志』下、筑摩書房、2000年、101～112頁
- 18 新潟県編『新潟県史 資料編15 近代三 政治編1』新潟県、1982年、572～576頁
- 19 大日方前掲論文(1978年)
- 20 また、沼垂町の事例で警察分署に提出された嘆願書からは、衛生以前の問題意識として当時の米価高騰に対する反発が伺えるほか、「違式詿違条例」(軽犯罪法の前身のようなもの)のよ
うな新政への反発が伺える。
- 21 内務省衛生局編『虎列刺病流行紀事』明治12年(国立国会図書館蔵)、17～20頁
- 22 『朝日新聞』明治12年7月9日
- 23 『虎列刺病流行紀事』明治12、17頁
- 24 大日向前掲論文(1978年)、242～243頁
- 25 『元老院会議筆記』前期第九卷、元老院会議筆記刊行会、1965年、486頁
- 26 『朝日新聞』明治12年8月17日
- 27 『朝日新聞』明治12年9月3日、『朝日新聞』明治12年9月24日
- 28 『東京日日新聞』明治12年6月20日
- 29 内務省社寺局・衛生局編『虎列刺予防論解』、池部浩三版(国立国会図書館蔵)
- 30 前掲『虎列刺予防論解』34頁
- 31 前掲『虎列刺予防論解』34～35頁
- 32 「虎列刺病予防仮規則」(内務省記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕 疾疫 予
防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』1891年、23～26頁)
- 33 「伝染病予防心得書」(内務省記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕 疾疫 予
防・清潔及摂生・隔離及消毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』1891年、46～85頁)
- 34 前掲注「伝染病予防心得書」
- 35 内閣記録局編『法規分類大全〔第32〕衛生門〔第2〕 疾疫 予防・清潔及摂生・隔離及消
毒・検査・種痘・麻疹・黴毒検査』、1891年、88頁
- 36 『朝日新聞』明治15年8月16日
- 37 『朝日新聞』明治16年8月18日
- 38 前掲注「虎列刺病予防仮規則」
- 39 石居前掲論文(2004年)、204～205頁
- 40 渡辺前掲書(1999年)、34頁
- 41 『朝日新聞』明治12年8月15日
- 42 『朝日新聞』明治12年7月27日
- 43 『朝日新聞』明治12年10月1日
- 44 石居前掲論文(2004年)、205～207頁

-
- ⁴⁵ 前掲石居論文（2004 年）
- ⁴⁶ 『中央衛生会第七次年報』（国立国会図書館蔵）、45～49 頁
- ⁴⁷ 前掲『法規分類大全』第 32、41 頁
- ⁴⁸ 前掲『中央衛生会第七次年報』46、47 頁
- ⁴⁹ 竹原前掲書（2020 年）、337 頁
- ⁵⁰ 波平恵美子『病氣と治療の文化人類学』海鳴社、1984 年、133 頁
- ⁵¹ 波平恵美子「異常死者の葬法と習俗」（藤井正雄編『仏教民俗学大系 4 祖先祭祀と葬墓』1988 年）
- ⁵² 森谷周野「新潟県の葬送・墓制」（小林一男・伊藤曙覧・今村充夫・守屋周野編『北中部の葬送・墓制』明玄書房）、207 頁
- ⁵³ 波平前掲書（1984 年）125～126 頁